

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

VIII 政策・制度要求闘争

2 労働時間短縮問題へのとりくみ

労働団体は、労働時間短縮問題を重視し、「太陽と緑の週」の法制化や冬季、年末、年始の連続休暇などの大型連休実現を目指し、運動を展開した。また、八四年八月二八日の労働基準法研究会の中間報告にたいし、労働側は、国際的な時短の方向に逆行するものとの批判をいっせいにおこなった。労働四団体・全民労協は、時短担当者会議を発足させ、労基法の根本的改正実現に向けてとりくみを開始した。

同盟第五八回執行評議会

八四年七月一二日、四月二九日から五月五日までの七日間を「太陽と緑の週」として設定し、連続した休暇とする法の制定を求める運動を展開することを決定した

「太陽と緑の週」実現推進国民会議

同盟は、八四年八月中旬、「休暇制定実現世話人準備会」(大場綾子など一人の呼びかけ人)を発足させ、文化人、経営者団体、国会議員などに協力賛同を呼びかけた。運動の目指す内容は、(1)四月二九日から五月五日までの七日間を「太陽と緑の週」として設定し、連続した休暇とするための法改正を政府、国会に求める、(2)五月一日は、八五年のメーデー一〇〇周年までに「働く者の日」と定め、勤労者がこぞって祝う日とする、などからなる。世話人準備会は、一〇月三日、藤波官房長官に「太陽と緑の週」の法制化を申し入れた。

「太陽と緑の週」実現推進国民会議が一二月一四日に、東京・池ノ端文化センターで正式に発足し、今後の運動の進め方として、都道府県に県民会議を設置し、運動の拡大をはかることを決め、賛同者の拡大運動の展開を開始した。会議には、学者、婦人団体、スポーツ団体、労働組合など四七八の個人、団体が参加した。理事長には社会思想家の武藤光朗氏が就任した。

【「太陽と緑の週」実現推進国民会議設立総会・「太陽と緑の週」休暇実現アピール・(要旨)】

すべての国民がまとまった休暇を取得し、充実した自由時間をたのしむことは、人間性豊かな社会の建設に、きわめて大きな意義をもっている。今日職場では、監視作業や高度な知的労働が増加し、精神的ストレスが増大している。また、青少年の非行や家庭の崩壊が問題となっている今日、家族の絆を深めることは肝要であり、老後生活の充足や生きがいも重要となっている。これらの諸問題に 대응するためには、これまで以上にまとまった休暇を取得し、うるおいのある生活を創造していかなければならない。

私たちはこのため、本日多くの賛同者とともに「太陽と緑の週」実現推進国民会議を発足させ、四月二九日から五月五日までの飛び石連休を連続休暇とするため法制化を求

める国民運動をすすめることになった。私たちは今後、賛同者をさらに拡大するとともに、都道府県民会議の設置を推進する。また、世論喚起をはかり、政府や各政党が「太陽と緑の週」実現にむけて積極的に取り組むよう要請するなど幅広い運動を展開する。

労働四団体

労働四団体も同盟の提起をうけ、八四年七月一六日の政府との会見(前述)において、「太陽と緑の週」実現のための法改正を申し入れた。

総評のとりくみ

八四年七月の定期大会で決定した当面の闘いと秋季年末闘争方針において、年末年始(七日)、「太陽と緑の週」(七日)、夏季連続休暇(七日)の三大連休を要求することを決定した。七月一二日の中央評議会で、四月二九日から五月五日までの間を「太陽と緑の週」とするとして、連続休暇の法制化運動の展開を決定した。

一〇月を「時短集中月間」とし、時短キャンペーンや一〇月三〇日には時短闘争中央討論集会を開催し、三二単産・二三県評一六〇名が参加した。

労働基準法研究会中間報告

八四年八月二八日、労働基準法改正に向け、中間報告を発表した。同報告は、労働時間について、一週の労働時間を短縮し、一日の法定労働時間を弾力化する方向で検討することを打ち出し、当面一週四五時間、一日九時間とすることを提唱した(本年鑑第三部—「政府の労働政策」参照)。

労働団体の反発

同盟は、八四年九月一三日の第一二回執行評議会で「一日の所定内労働時間を九時間に弾力化することは国際的な労働時間短縮の方向に逆行する」などの見解を決定した。

全民労協は、九月一四日、第一一回代表者会議において、同盟とほぼ同趣旨の見解を確認した。総評は、九月二日に報告にたいする批判見解を発表するとともに、九月二七日の第一回拡大評議委員会で決定した「秋季年末闘争方針」において九時間労働制を批判した。

労働四団体は、八四年一〇月五日の書記長、事務局長会談において、中間報告にたいして全労働団体が一致して反対することを確認し、労働四団体と全民労協の時短担当者会議でこの問題について八五年夏までに統一要求をまとめることとした(本年鑑第二部—Ⅵ「合理化と労働組合」参照)。

労働四団体・全民労協時短担当者会議の発足

労働時間短縮闘争で労働団体間の連携をとるため、労働四団体と、全民労協は、八四年一一月九日、「労働四団体・全民労協時短担当者会議」を発足させた。第一回の会合では、(1)労働時間を中心として、労働基準法改正案にかんする統一見解を八五年夏までにまとめる。(2)当面は正月三ガ日の休業化、および「太陽と緑の週」の大型連休の制定促進について意思統一をはかる、などを決定した。労働団体が時短について担当者会議を設けるのははじめてのことである。

八四年一二月一一日の第三回会合では、(1)正月三ガ日休業のための特別立法制定、(2)「太陽と緑の週」にかんする特別措置法の申し入れを決定した。そして、一二月一九、二〇日の両日、社会、公明、民社、社民連の各党に協力要請した。

【第三回労働四団体・全民労協時短担当者会議・合意事項】

- 1 商業・流通関係の労働者が、正月三ガ日を休むことが出来るような法的措置を講ずるよう各野党・政府に申し入れを行う。
- 2 太陽と緑の週の取組みについて
イ、「特別措置法」として、法制化の実現にむけて各野党・政府に対して申し入れを行う。
- 3 各野党・政府に対する申し入れについて
イ、上記一、二の法制化に向けて各野党(社会党、公明党、民社党、社民連)・政府に申し入れる。
ロ、「申し入れ書」は幹事会で作成し、各団体の了解を得る。
ハ、(略)
ニ、政府への申し入れは、一二月二四日の四団体・全民労協の予算要求の時に同時に行う。
ホ、(略)
- 4 労働基準法研究会「中間報告」に対する対応について
イ、可能な限り、一致した対応に努力することとし、各団体毎にさらに検討する。
- 5 夏休みの法制化については引き続き検討する。

日本労働年鑑 第56集 1986年版
発行 1985年12月5日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
